

## 施設利用上の注意事項

棧橋の利用にあたっては管理者（千葉県）の指示に従ってください。

施設の利用については以下の場合に予告なく利用の禁止または制限をすることがあります。

- ・ 気象情報により津波・波浪・高潮など、施設に関わりがある「警報」が発令された場合
- ・ 本施設において管理者が認めるイベントなどの施設利用がある場合
- ・ 船舶の入出港時または船舶物資の揚げ降ろしなどの際、他の利用者に危険が及ぶ恐れがある場合
- ・ その他、管理者が判断した場合

施設への入場については管理者が認めた場合を除き、以下のことを禁止します。

- ・ 船舶の入出港に関係する車両以外の乗り入れ
- ・ 自動二輪車および原動機付自転車での乗り入れ
- ・ 歩行者・車椅子・ベビーカー以外の歩道への乗り入れ

他の利用者の迷惑および施設破損につながるため、以下の行為は禁止します。

- ・ 許可なく施設内を占有すること
- ・ 許可なく施設内にて営業行為をすること
- ・ たき火・花火・バーベキューなど火気の使用
- ・ ペンキ・スプレーなど施設を汚す恐れのあるものの使用
- ・ 異臭を発生させるものなど、人体に影響を及ぼす恐れのあるものの使用
- ・ 管理者の許可しないポスター・チラシ・ステッカーなどの貼り付け・掲示
- ・ その他、管理者が判断した行為

本人および他の利用者の危険につながるため、以下の行為を禁止します。

- ・ ローラースケート・スケートボード・キックボードなどの使用
- ・ 施設を利用した海への飛び込み
- ・ 管理者が指定した場所以外での釣り

施設管理者の許可なく施設へ船舶を接岸させることを禁止します。

お子さんの施設利用については保護者同伴でお願いします。

ゴミは必ず持ち帰って下さい。

禁止事項に従わない場合、各種法・条例により罰せられることがあります。

施設は自己責任において利用して下さい。施設利用に伴う事故およびトラブルに関して、管理者は一切の責任を負いません。

### 【緊急事態が発生した場合の連絡】

警察（110番）消防・救急車（119番）海上保安部（118番）

### 【問合せ】

千葉県安房土木事務所 0470-22-4341

館山市観光みなの課 0470-22-3606

## 釣りで施設を利用する方へ(お願い)

この施設は釣り以外の利用者もいるため、他の利用者の迷惑となる以下の行為はせず、ルールを守って楽しく利用して下さい。

歩道側や船舶の接岸時は、釣りを禁止します。

禁止場所以外での釣りについても、他の利用者の迷惑になる恐れのある場合は釣りをご遠慮ください。

針・糸等の釣具(仕掛け)やゴミは必ず持ち帰ってください。

歩行者の安全確保のため、投釣り及びルアー釣りは禁止します。

施設内での「こませ」の使用は禁止します。

施設を汚したり破損したりしないで下さい。その恐れのある行為はすべて禁止します。

ルールが守られない場合や釣りに対する苦情が多い場合は、施設での釣りを全面禁止することがあります。